

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条第1項及び第3項の規定に基づき
所管行政庁が定める図書

1. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第2条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は次のとおりとする。
 - (1) 登録住宅性能評価機関から確認書を交付された住宅にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付した確認書又はその写し
 - (2) 登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書を交付された住宅にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書又はその写し
 - (3) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）
 - (4) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、型式住宅部分等製造者認証書の写し
 - (5) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（この場合において、登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）
 - (6) 居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書
 - 一 飯田市景観計画に適合することを確認するために必要な図書
 - 二 建設地が竜丘地区計画区域内及び川路地区計画区域内の場合は、行為の届出に関する適合通知書の写し
 - 三 建設地が上郷地区計画区域内及び座光寺地区計画区域内の場合は、認定に係る建築物の確認済証の写し
 - 四 景観協定を締結した区域内の場合は、認可書の写し
2. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条第3項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は次のとおりとする。
 - (1) 次の各号に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、当該図書
 - 一 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては長期

優良住宅建築等計画の認定)の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

- 二 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの